

平成29年6月29日

於 教育委員会室

平成29年6月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成29年6月大和市教育委員会定例会

○平成29年6月29日（木曜日）

○出席委員（4名）

2番 委	員	石 川 創 一
3番 委	員	鈴 木 勝 雄
4番 委	員	小 松 俊 子
5番 教 育	長	柿 本 隆 夫

○事務局出席者

教 育 部 長	山 崎 晋 平	こども部長	齋 藤 園 子
文化スポーツ 部 長	小 川 幹 郎	教育総務課長	大 下 等
学校教育課長	土佐野 睦	保健給食課長	齋 藤 信 行
指 導 室 長	藤 井 明	教育研究所長	竹 中 崇
青 少 年 相 談 室 長	中 村 真由美	こども・ 青少年課長	遠 藤 隆 久
文化振興課長	樋 田 久美子	図 書 ・ 学 び 交 流 課 長	前 嶋 清

○書 記

教育総務課 政策調整 担当係長	河 村 章 太	教育総務課 政策調整 担当主査	藤 田 和 宏
-----------------------	---------	-----------------------	---------

○日 程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事

日程第1（議案第24号）大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例
について（諮問）

日程第2（議案第25号）大和市立図書館条例の一部を改正する条例について
（諮問）

日程第3（議案第26号）平成30年度使用小学校教科用図書の採択について

日程第4（議案第27号）学校教育法附則第9条による平成30年度小学校特
別支援学級使用教科用図書の採択について

日程第5（議案第28号）平成30年度使用中学校教科用図書の採択について

日程第6（議案第29号）大和市個人情報保護条例に規定する意見聴取につい

て（諮問）

日程第7（議案第30号）大和市個人情報保護条例に規定する意見聴取について（諮問）

日程第8（議案第31号）大和市指定重要有形民俗文化財の指定について（諮問）

日程第9（議案第32号）平成29年度大和市奨学生の選考について（諮問）

7 そ の 他

8 閉 会

開会 午前10時00分

○柿 本 ただいまから教育委員会6月定例会を開会いたします。会議時間は正午
教育長 までとします。

前回の会議録は署名委員の署名をもって承認されました。

今回の署名委員は、3番鈴木委員、4番小松委員にお願いいたします。

続きまして、教育長からの報告をさせていただきます。

前月定例会以降の動きについて、初めにご報告いたします。メモを見ながらお聞きいただければと思います。

5月26日は、関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会がございました。参加された他県の教育委員の皆様からもお褒めの言葉を多くいただくことができました。会長の青蔭委員や教育委員の皆様のお力はもちろんのこと、事務局が素晴らしい仕事をしてくれたと思います。

1,300人という今までにない人数のお客様を迎え、成功裏に大会を終えることができたことを喜びたいと思います。お疲れさまでした。

27日には、草柳小学校の三者協議会が毎年開催している安心・安全フェスタが開催されました。地域の方々、PTA、そして学校、関連団体が上手に連携していて、みんなで子どもたちを見守っていることがとてもよくわかります。家に帰ったけれど鍵がなくて入れない児童を、見守りをしている地域の方が、お母さんが帰ってくるまで外で一緒に待っていてくれたケースなどもあるそうです。そんな心温まるお話も学校から聞くことができました。

同じ27日には、中学校2校と小学校2校で運動会があまりました。春に運動会を実施する学校も減ってきましたが、この時期ならではのさわやかさの中、子どもたちも思い切って走ったり、演技をしたり、頑張っていました。また、どこの学校でも、PTAを中心とした保護者の方のご協力で支えられていることがよくわかり、感謝したいと思います。

6月17日には、青少年相談員委嘱式があり、私から委嘱状を渡させていただきました。何年にもわたってお引き受けいただいている方も多く、本当に頭が下がる思いです。時代が変わる中、青少年相談員としての活動も少しずつ変わりつつあります。それでも子どもたちを温かな目で見守る大人の眼差しの大切さは変わりません。これからも子どもたちの健全育成のためにお力を貸していただきたく思います。

23日には、大和市学校保健会総会と講演会がございました。学校保健会は校長、保健担当教諭、養護教諭、栄養士、PTA、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、教育委員会というそれぞれの立場の者が集まって、子ど

もたちの健康な成長のための活動を進める組織です。私からは、挨拶の中で、子どもたちの健康に関する個人格差が広がっていること、家庭が孤立化する傾向にあることが、心配な要素としてお話いたしました。成長の基本は健康です。いろいろな立場の者が連携して、子どもたちの健康と成長をこれからも見守っていただけたらと思います。

24日には、大和美術協会大和展表彰式があり出席させていただきました。

26日には、学校訪問で柳橋小、引地台小、上和田中の3校を訪問いたしました。今回からは、学校から情報提供や紙ベースでの報告をしてもらう形ではなく、お互いにやり取りをする中でさまざまなことをお聞きする交流型の形に変えました。学校現場は少し戸惑ったところもあったかもしれませんが、本音での情報交換ができればと考えております。

28日には、大和市交通安全対策協議会が行われ、出席させていただきました。

次に、6月20日、21日、22日に行われました6月市議会一般質問につきまして、報告させていただきます。

今回は14人の議員からご質問がございました。時間の関係で、主な質問についてのみご報告させていただきます。

二見議員からは、遮熱ガラスコーティングの学校施設への施工についてのご質問でした。現在、市内小中学校への遮熱ガラスコーティングの施工事例はございませんが、議員からのご提案を含めて今後もさまざまな対策を考えながら児童生徒が生活する教室内を快適で良好な環境を維持していくための施設整備を行っていくこととお答えいたしました。

小倉議員からは、小学校の適正な学校配置についてとして、特に北部地区に新設校をつくってはどうかというご質問でした。教育委員会では大和市立小中学校規模適切化基本方針に基づき、教育及び学習環境の整備を進めていること。また、市の北部地区につきましては、児童生徒数が増加傾向にあることから、児童推計による増減や住宅等の開発など、さまざまな状況を考慮した上で、地域の意見を取り入れ、通学区域の弾力的運用や通学区域の見直し、増築などの施設整備によって対応しているところです。

今後も将来的な人口推計を勘案しながら、適正な学校配置となるよう、あらゆる手法の中から総合的に判断していくこととお答えいたしました。

堀口議員からは、「第2子の壁」の解消に向けて、第2子の給食費を無料にしてはというご質問でした。第3子以降学校給食費補助金につきましては、平成26年度の実施から3年が経過したところであり、その効果等について検証中であることから、現在のところ補助対象者の見直しをする

予定はないことをお答えいたしました。

古谷田議員からは、子どもたちの体育、スポーツ等についてということで、部活動支援に関しての社会教育団体との連携、総合型地域スポーツクラブ等との連携についてのご質問でした。学校教育法施行規則の一部が改正され、部活動指導員の位置づけや職務が明確になったことによって、学校外での活動の引率等が可能となることは部活動の指導体制充実につながると認識しております。また、社会教育関係団体等と連携することで、子どもたちがより専門的な技術指導を受けることは、技術や意欲の向上を図る上で効果的であると考えております。しかしながら、部活動は教育過程との関連が図られるようにすることが大切であることから、学校の中にスポーツクラブを設置し、部活動と置き換えることは困難であると考えていることをお答えいたしました。

鳥淵議員からは、小中学校における交通安全指導と防災ヘルメットの現状についてのご質問でした。

各小学校では、年1回PTAが中心となって通学路の危険箇所の点検を行い、その結果に基づいて作成した改善要望書を教育委員会に提出しています。平成28年度の要望件数は196件で、そのうち88件については既に改善されております。また、ご提案いただいた豊中市の交通安全指導者マニュアルは、交通安全について考えるきっかけとして有効なツールであると認識しており、今後、本市の児童生徒に対する交通安全対策の更なる充実を図っていく際に参考になるものと考えております。

防災ヘルメットにつきましては、災害時における児童生徒の安全確保の観点から、防災ヘルメットなど頭部を保護するものを中学校へ順次導入していく必要があると考えており、防災ヘルメットを備えている中学校の状況や防災性、耐衝撃性、収納性などのさまざまな観点から調査研究し、今後校長会を通じて情報提供をするとともに、その導入についても働きかけていくことをお答えいたしました。

国兼議員からは、小中学校における太陽光発電パネルの整備状況と今後の計画についてのご質問でした。教育委員会では、学校で使用する電力の一部をまかなう省エネ効果と、児童生徒の環境教育の教材とすることを目的として、耐震化による建て替えを行った体育館の屋根や、大規模改修を実施した小中学校等の屋上に、太陽光発電パネルを設置しております。設置箇所は、平成28年度までに小学校が6校、中学校が4校です。今後も引き続き校舎等の大規模な改修等に合わせて導入を進めていきたいと考えている旨をお答えいたしました。

石田議員からは、「食」についてという中で、みそと牛乳についてのご

質問をいただきました。

小中学校では、みその効用についての学習はしていませんが、家庭科の授業で、みその原料、種類、栄養素や栄養バランスがよい献立について学んでおります。みそ汁の提供頻度は月当たり1、2回程度で使用するみそは一部海外産のものを含む大豆、米、塩、水を原材料とし、添加物は含有していません。なお、国の学校給食摂取基準に基づき、みその使用によって児童生徒が塩分の取りすぎにならないようにするためには、現状の提供回数が適切であると考えております。

給食における牛乳の提供につきましては、牛乳アレルギーや乳糖不耐症という体質や、その他特にやむを得ない事情がある児童生徒については、学校と保護者が相談して対応していることから、牛乳と代替食品との選択制を導入する予定はございませんことをお答えいたしました。

中村議員からは、通学路の安全確保と、子どもに対する性犯罪の対策についてという中で、子どもに関わる指導者の任用についてご質問がございました。

平成28年度において、学校や警察等から教育委員会に寄せられた不審者情報は露出10件、声かけ7件、痴漢6件、家までつけられる事案4件、写真を撮られる2件、合計34件でした。子どもたちの安全確保のために、学校では状況に応じて集団登下校を行ったり、通学路に教職員を配置するなど、子どもたちの見守り体制の強化を図っております。また、学校P Sメール等で情報提供を行うことで、家庭に周知し、協力をあおいでおります。事案発生時には、教育委員会から関係機関に対して情報提供やパトロールの依頼をするとともに、被害を受けた子どもがいる場合には、その状況に応じて、心理カウンセラーや相談員を派遣し、心のケアにも努めております。子どもたち自身が危険を回避する力や知識をつけることも大切であることから、警察のスクールサポーターと連携し、子どもの発達段階に応じた防犯教室を実施しています。

子どもにかかわる指導者の任用に関しましては、その職に必要な職務遂行能力を有するかどうかによって、任用を決定することとなっています。そのため、いずれの職種においても、教育委員会及び学校長などによる複数の面接を通して、受験者の履歴等を十分に把握し、さまざまな視点から任用の可否を判定していることをお答えいたしました。

高久議員からは、食育と学校給食についてのご質問がございました。

各学校では子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるため、食に関する授業や家庭科の学習、給食だよりなどによって積極的に食育に取り組んでおります。

また、学校農園におけるさつまいもや大豆、とうもろこしなどの栽培や、JAなどの協力による稲の栽培を通して、農作物を収穫する喜びや感謝の気持ちを育てております。

また、給食費の徴収につきまして、ほとんどの学校で口座振込としており、事務全般について、教育委員会が作成した学校給食費の手引きにより円滑、効率化を図っております。また、各学校に学校給食事務補助員を配置し、給食費の管理徴収事務を行っていることから、給食事務に係る教職員の負担軽減が図れているものと考えられており、当面は会計方式を見直す予定はないことをお答えいたしました。

大波議員からは、学校給食における遺伝子組み換え食品の取り扱いと保護者への意識啓発についてのご質問でございました。

本市の学校給食における食材は、安全安心な給食提供という観点から本市独自の学校給食物資品質基準に基づいて選定しており、遺伝子組み換え食品ではないものを使用しております。また、食品の選定は商品仕様書や産地証明書のほか、抗体検査結果などの確認により適切に行っています。

学校では「給食だより」、教育委員会では毎年開催しております「学校給食展」や「親子料理教室」などにより児童生徒や保護者に対して、食や食品についての正しい知識を発信していることをお答えいたしました。

河端議員からは、小中学校でのこども110番の周知についてのご質問でした。教育委員会では児童生徒の安全確保や防犯対策として、ご理解いただいた通学路に沿った家庭に、有事の際に子どもが逃げ込める家を明確にするため、こども110番の家の表示板を掲示しております。各小中学校ではこども110番の家の場所を、担任による学級指導、保護者や担当教諭による登下校指導を通して児童生徒に知らせております。また、学校内にこども110番の家を記した学区図を掲示するなど、訪れた保護者や地域の方々に、こども110番の家の場所を周知している学校もございません。教育委員会としても、家庭地域教育活性化会議との連携や市民向けの講座の中で紹介することなどにより、こども110番の家の周知、啓発に努めてまいりたいと考えていることをお答えいたしました。

宮応議員からは、教育勅語と道德教育について、武道等の授業について、教員のストレスチェックと多忙化解消についてのご質問をいただきました。

教育勅語については、平成23年6月に衆参両院において排除・失効決議がなされたこと、また、憲法や教育基本法等に反しないような形で、教材として用いることまでは否定されることではない旨の答弁書が平成29年3月に閣議決定されたことは承知しております。道德の授業の指導にあ

たっては、各学校が教育基本法等の法令に基づき、適切な教育課程を編成し、児童生徒は学習指導要領に則った内容項目を、さまざまな副教材等を用いて学習しており、現在、本市では教育勅語を教材として使用している学校はございません。

学校における道德教育は、教育活動全体を通じて、自立した一人の人間として他者とともによりよく生きようとする人格の形成を目指すものであり、道德の時間では道德的諸価値についての理解、どのように生きるべきかについて考えを深めております。

また、道德教科書の採択に関しましては、大和市教科用図書採択方針に基づき、教育委員会定例会で採択されます。採択に際しては、採択検討委員の報告をふまえ、また、市民及び教員の意見を参考にしながら、大和市の児童生徒の実態にふさわしい教科書の選定に努めております。

武道の種目の選定にあたっては、各学校の生徒の実態や安全面等について考慮し決定してまいりたいと考えております。

ストレスチェックについてですが、教育委員会では、労働安全衛生法に基づき、昨年11月に市立小中学校全校の教職員等を対象にストレスチェックを実施しました。受検者全体の分析結果としましては、仕事量についてストレスを感じている職員が比較的多いものの、上司や同僚の支援という周囲のサポートにより全体では良好となっていることがわかったということなどをお答えいたしました。

小田議員からは、道德の教科化と教育勅語に関してのご質問でした。

教育勅語につきましては、昭和23年6月に衆議院本会議において、当時の森戸文部大臣が「教育勅語、その他の詔勅に対して、教育上の指導原理たる性格を否定してきており、新憲法と教育基本法、学校教育法の制定によって、法制上このことを明確にした」、と答弁していることなどから既に失効している。また、本年3月に政府が「憲法や教育基本法等に反しないような形で、教育勅語を教材して用いることまでは否定されることではない」と答弁書を閣議決定したことは承知しております。また、12の徳目の中には、個性の伸長や向上心、思いやりの心を持つことなど、学習指導要領に示されている内容項目と類似するものもある反面、現在の子どもたちがおかれている状況にそぐわないものもあるととらえております。思いやりの心や社会規範を守ることなど、現代社会においても普遍的な道德的価値に関しては、教育基本法の趣旨や学習指導要領に従って、本市の子どもたちの実態に合わせ、さまざまな副教材等を用いて指導しており、道德の時間に教育勅語を教材として使用している学校は、本市ではないことなどをお答えいたしました。

金原議員からは、小中学校のがん教育について、平和教育についてのご質問がありました。

現在、小中学校では平和教育についてのご質問がありました。現在、小中学校では保健体育の生活習慣病の単元で、喫煙や大量の飲酒などががんにつながることを学習しております。教育委員会では、毎年各学校に配布している冊子「いのちの教育」において、がんに対する認識や命の大切さを伝えるとともに、朝会等で扱える指導事例、出前授業が可能な団体等を紹介しております。

また、平成28年度、引地台中学校が、神奈川県教育委員会のがん教育モデル校として実践した指導内容を、他の学校でも活用できるよう、市内全中学校に情報提供しております。

平和教育に関して、SDGsの理念を柱とすることに関しては、2015年9月に国連持続可能な開発サミットで採択されたSDGs、持続可能な開発目標は、これからの時代を担う子どもにとっても非常に重要な内容であり、平和、人権、環境など17項目の中には、次期学習指導要領に継続して位置づけられているものが多くあると認識していること、今後の学校教育を展開する上では、SDGsのグローバル目標を含め、国や世界の動向などを注視することで、世界規模で考えることや、歴史から学ぶこと、経済、産業、環境などさまざまな視点から考察することのできる児童生徒の育成に努めていくことをお答えいたしました。

議会報告は以上でございます。

次に、次月定例会までの予定についてお伝えいたします。

7月1日には、神奈川県PTA協議会和座海綾ブロック、家庭教育事業講演会が予定されており、ご挨拶させていただきます。

5日、6日には、学校訪問を予定しており、7校を回らせていただきます。

10日には、社会教育委員委嘱式が開催され、会議の冒頭で委嘱状を私からお渡しする予定です。

12日には、学校給食共同調理場運営協議会、13日には青少年問題協議会がそれぞれ予定されております。

15日には、親子ナイトウォークラリーが開催されます。青少年指導員の方を中心として、たくさんの関係団体の皆様のお力で開催されます。感謝とともに当日の天候が好天になりますように祈っております。

16日の日曜日には、神奈川大和阿波おどり、ぞめき大和2017が芸術文化ホールで開催されます。今年もいよいよこうしたたくさんのイベントや地域のお祭りの季節がやってまいります。

17日には、大和市剣道選手権夏季大会が行われます。

以上、私からの報告とさせていただきます。

ただいまの報告に対して質疑等がございましたらお願いいたします。

○石川 委員 関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会がシリウスで5月26日に開かれました。近隣、関東甲信越、それに静岡県までを含めた市町村の教育委員の方が1,300人ほど本市に来られました。全ての方にお話を伺ったわけではないですが、多くの方から「この会場は素晴らしいですね」、「うちではとてもこんなことはできません」というようなお話をいただきました。

また、図書館については、「システム自体が非常に素晴らしい」ということで、「あのような図書館の感じについて、できる部分があるかな」というお話をいただいています。総会の内容につきましては、例年行っていることですが、「今回は弁護士の方からお話をいただいて、非常にためになった」というお話をいただいています。

青蔭委員は会長として、本当に大変なご苦勞をされたと思います。また、大和市の事務局の方々、それから当日は他の部署の方々までお手伝いをいただきまして、本当にありがとうございました。大成功で終わったということで安堵しております。

○鈴木 委員 私から、学校訪問についてお話ししたいと思います。今年度から学校訪問のやり方の見直しをいたしまして、学校側から学力向上に向けての説明と質疑応答をした後に、教育委員からいじめや不登校の事例、学力向上に向けた取り組み、学校図書を活用事例、英語教育、情報モラル教育等について、ディスカッションを行いました。

学校から学力向上に向けての課題、不登校、いじめについて、いろいろな話を聞くことができ有意義だったと思います。

○小松 委員 私からは2点です。

1点目は、6月1日に、南林間小学校の夢教室を視察させていただきました。授業の2時間の中で、1時間目はゲーム形式で、体を動かすだけではなく考える要素があり、クラスの中で協力し合って結果をつくること、考えることなど、ゲームを通してさまざまなことが学べて、とてもいい時間だなんて思っ拝見いたしました。

その後、水泳の宮下純一先生から、自分の今までの水泳生活の中で困難もあったけれど、その困難をどのように夢に向かって結びつけていくかということ、子どもたちの話も交えながら、聞かせていただきました。先生が、ただ単に自分の経験談を話すだけではなく、「こんな時にはどうする」「こんな時に君たちはどのように考えるかな」と話しかけることで、

子どもたちも積極的に発言しておりました。まさしく夢教室でした。小学生は、まだ将来自分はこれになりたいということは出てこないかもしれませんが、夢を持つことの大切さが感じられ、とてもいい教室だなと思いました。

その際に、校長先生から小学校6年生を対象とした劇団四季の観劇についてお話がございまして、非常によかったということでした。学校の体育館で、劇団が来たり、音楽鑑賞をしたり、それぞれの学校が行っていますが、シリアスで見ることで、子どもたちが全く違う姿勢で観劇できるということをおっしゃっておりました。スポーツ、芸術、夢教育、そして芸術の鑑賞会を継続してやっていただけるといいなというご要望がございましたので、お伝えしておきます。

もう1点、私も学校訪問についてですが、それぞれの学校でさまざまな問題を抱えていると思います。先日、3校を回った中で、こういう取り組みをしているんだ、これはいいなという取り組みのお話を伺うことができました。そういった取り組みを学校間で共有しながら、いいことは1校だけに止めておくのではなくて、大和市内全部で共有しながらみんなでつなげていってもらえるといいなということを感じました。

○柿 本
教育長

ありがとうございました。

劇団四季の観劇につきましては、小学校の校長会の皆さんが尽力されまして、今までは横浜でこころの劇場ということで劇団四季が、全校は行けません、6年生を対象に毎年順番に行っていました。シリアスができたことから、今年度はぜひ大和でと劇団四季と交渉し行っていただきました。2日間、1日2回の公演の中で6年生全員が観劇をしました。

私は別件で顔は出せなかったのですが、本当にいい取り組みであったと校長会でも総括をしておりました。市長もぜひ来年度以降は教育委員会がバックアップしながら劇団四季の公演を続けていけるような努力をしてほしいということですので、来年度以降も継続的に取り組めるようにしたいと思っています。とてもいい劇だったということで、子どもたちも感動していたということでした。

ほかにはよろしいでしょうか。

ほかにはないようでしたら、ただいまの報告に対する質疑を終了いたします。

◎議 事

すが、そのうち今回新設をいたします（仮称）中央林間学習センターにつきましては、既存の林間学習センターが受け持つエリアの至近で、直線距離で約350メートルというところに位置しております。そのようなことから学習センターの配置バランスを踏まえまして、林間学習センターの役割を、（仮称）中央林間学習センターが引き継ぐことを前提といたしまして、林間学習センターの廃止もあわせてこちらの条例で整備をさせていただきたいと考えているところでございます。

3点目、条例改正案の主な内容の1つ目といたしまして、新しい学習センターの名称及び位置でございますが、名称につきましては、今のところ（仮称）中央林間学習センターでございます。位置といたしましては、大和市中央林間一丁目3番1号。旧市営緑野住宅跡地の部分でございます。

続いて、2つ目、学習センター条例に位置づけております林間学習センターについては、機能を（仮称）中央林間学習センターに移すというところから、林間学習センターを機能移転の上、位置づけとしては廃止という形で条例の整理をさせていただいております。

3つ目、指定管理者による管理でございます。学習センターの指定管理の手続き、選定等に関する事項につきましては、学習センターの一体的な管理運営が望ましいというところから、「大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例（以下「手続き条例」という。）」というのがございます。こちらで大和市生涯学習センターの手続き等を定めておりますので、一部を改正いたしまして、大和市生涯学習センターの指定管理期間が終了する平成32年、シリウス全体が平成32年度までは指定管理期間でございますので、それまでの間につきましては、「手続き条例」を改正いたしまして、同じ指定管理者を選定していくこととしたいと考えております。

4つ目、休館日及び開館時間でございます。各種学習センターの休館日につきましては、市民サービス向上の観点から各学習センターの指定管理者制度導入時において、大和市生涯学習センターと同じく、1月1日から1月3日まで、及び12月29日から12月31日までの年末年始を除き、現在は月曜日を休館としておりますが、月曜日も含めて開館させていただきまして、年末年始のみの休館日と設定させていただきたいと考えております。

なお、渋谷学習センターにつきましては、貸しビルに入っておりますので、月1回の貸しビルの点検日に合わせて、現在月1回の休館日とさせていただいており、こちらはそのままとさせていただきます。

また、開館時間につきましては、全ての学習センター共通で午前9時か

ら午後9時30分までという形でございます。

続きまして、5つ目、利用料金でございます。まずは新しくできます（仮称）中央林間学習センターの利用料金でございます。利用料金設定の考え方といたしましては、使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針の考え方に照らしまして、年間の管理経費等から算出した1日の必要収入額に、直近に開館いたしましたシリウスの生涯学習センターの受益者負担率や利用料金等を考慮して、（仮称）中央林間学習センターの諸室等の利用料金の上限額を定めたものでございます。

適正化方針の中で基本としている負担率25%となっているところでございますが、シリウス内の生涯学習センターの利用料金の算定にあたりましては、多様化する市民ニーズに応えられる新しい複合施設であること、また駅からもアクセスが近いということから、負担率を引き上げて35%の考え方で算定しているところから、今回の（仮称）中央林間学習センターについても、中央林間駅から至近であることやこどものプレイルーム、体育施設、市民交流のスペースなど、複合的な機能を備えている新しいタイプの学習センターでございますので、生涯学習センターが採用している負担率を基本といたしまして、料金設定をいたしたところでございます。

また、（仮称）中央林間学習センターの駐輪場につきましては、シリウスの利用料金と同様とさせていただく考えでございます。

続きまして、既存の地区の学習センター、林間学習センターが中央林間に移転ということで、残りはつきみ野学習センター、桜丘学習センター、渋谷学習センターの3館が既存の館となりますが、その利用料金につきましては現在の使用料を利用料金の上限とさせていただく予定でございます。

また、新たに購入する附属設備、備品等につきましては指定管理者制度の導入にあたり調達するものであることから一部附属設備等備品等についての利用料金の上限を新たに定めさせていただく状況でございます。

その下に表があり、これは算定の主な根拠となっておりますが、具体的には5ページ目をご覧くださいと思います。

（仮称）中央林間学習センターの会議室の面積、定員並びに2時間ごとの利用料金を定めているところでございます。こちらの料金を整理したところでございます。

続きまして、③でございます。先ほどご報告させていただきました附属設備等の備品、想定されるものはプロジェクター、個人用ロッカー、サークル用のロッカー等でございますが、こちらの上限額として500円という形で設定するものでございます。

また、（仮称）中央林間学習センターにつきましては、今までその土地が大和市の無料の駐輪場、一般の通勤の利用者なども含めた駐輪場として整備していたところがございます。そちらにつきましては工事のために6月15日で閉鎖させていただいたところがございます。そのような状況であることから、フリーで自転車の駐輪場をつくっておきますと、違法駐輪も多々見られるということから、ラック式の駐輪場を準備する予定でございます。上限といたしまして6時間、360分までごとに100円、1日の上限額として200円と定めさせていただきたいと考えているところがございます。シリウスと条例上は同額でございますが、今後の運用により一定の無料時間等を設けていきたいと考えているところがございます。

6つ目になりますが、駐輪場の入出場時間につきましても時間を定めさせていただいておまして、夜、朝早くから開けると学習センター以外の利用者の方も駐輪されることがありますので、開館の前後15分ずつという形で午前8時15分から午後9時45分までの時間を駐輪場の入出場の可能時間と設定させていただきます。これにより会館利用者については問題なく利用できるものと判断しているところがございます。

4点目、条例の施行日等としまして、今回の改正はご了承いただければ9月の議会に諮らせていただくことを考えておりますが、平成29年10月1日、平成30年8月1日及び平成31年4月1日に、段階的に条例改正をさせていただきたいと考えているところがございます。

3ページ目に指定管理者導入スケジュールがございます。林間学習センターにつきましては、平成30年度に廃止と書いてありますが、こちらは平成30年7月末です。現在（仮称）中央林間学習センターにつきましては、平成30年度8月1日の開館を予定しております。林間学習センターの引っ越し期間等がございますので、少し早めのクローズになるかと思いますが、このタイミングで（仮称）中央林間学習センターにつきましては指定管理者制度の導入という形をさせていただきまして、ほかのつきみ野、桜丘、渋谷の学習センターにつきましては、年度の途中になってしまいますので、中央林間との足並みは揃いませんが、翌31年度からの指定管理という形で検討しているところがございます。

条例の施行日は3段階という形で日程が分かれておりますが、順次このような形で条例改正を施行させていただいて、運用をしていくものでございます。

7ページは、大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例案でございます。22ページから生涯学習センター条例の新旧対照表が続いております。こちらについては省略させていただきます。51ページ以降につ

きましては、既存の生涯学習センター条例を添付しているところがございます。

説明については以上でございます。よろしく願いいたします。

○柿 本
教育長

細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○鈴木
委員

基本的にはこれでよろしいかと思いますが、2点ほどお伺いしたいと思います。

林間学習センターについてですが、タイムラグがあると思いますけれども、その点と廃止することについて、自治会等への周知はどうなっているのか。

もう1点は、利用料金でございますけれども、受益者負担率ということで、25%から35%を算定したということですが、その根拠をもう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。また、駐輪場につきましても教えていただきたいと思います。

○前 嶋
図書・学び
交流課長

林間学習センターにつきましては、新しい施設に移る期間をなるべく短縮することを計画しておりますので、まだ調整をさせていただいているところでして、現時点でいつとは言えませんが、行事などもありますので、できる限り遅い時期と考えております。生涯学習センターがシリウスに移ったときは何カ月間というお休みをさせていただきましたが、ボリューム的にも少ないところがございますので、そこまで長くない中で、1カ月もない位がいいかと考えており、今後の状況にもよりますけれども、なるべく短くしたいと考えているところでございます。

今回、周辺の周知につきましては、南林間、中央林間の連合自治会にもお話をさせていただいております。南林間の方からは少し遠くなるというようなお話もあります。また、その後の施設を何か使えればというお話もいただいています。林間学習センターを使っているサークルにつきましても説明会を開催させていただいているところがございます。新しいものができるといことはご理解をいただいているところで、際立っての反対などは基本的にはなかったととらえているところでございます。

利用料金につきましては、(仮称)中央林間学習センターも駅から近くなるという形で、新しいものも数多く入れていこうということもございますので、シリウスとほぼ同額という形として、シリウスのときに35%の対応をさせていただきましたので、今回(仮称)中央林間学習センターにかかる費用の中から割り戻すような形で算定させていただきまして、

35%をご負担いただくという考えの中、シリウスや新しい学習センターの利用料金等とも照らし合わせながら、概ねそれと同額程度という形にさ

せていただいたところがございます。現実的には現在の値段よりは上がるのは事実でございます。

続きまして、自転車の駐輪場につきましては、シリウスの条例でもそうでございますが、上限200円、360分まで100円という形の設定をさせていただきますけれども、そちらについては今後の調整の中で、シリウスと同様な数字に押さえたようなことに対する対応等については考えていきたいと考えています。以上です。

○石川委員 内容は問題ないと思います。指定管理者にしていくということは、これはもう流れですし、実際に指定管理者にすることによって、多くの利点があるんだろうと感じます。料金の点で、今まで使っていた方が、会費を少し上げないといけないかなというようなお話を聞くことがあります。使う方にとっては、安ければ安いほどいいということなんでしょうけれども、35%にしたというあたりの説明をきちんと市民にしていくということが大事なのかなと思います。

○前嶋 図書館・学び交流課長 ご意見のとおりだと思っております。また、今回シリウスの6階のような市民交流スペースがございます。シリウスほどの大きさではございませんが、現在シリウスにおきましても会議室などを利用なさらずに、ミーティング等であれば市民交流スペースで行っているような団体も見受けられます。

また、今まで部屋を借りていた方が今度そういうスペースができたならミーティングはそういう場所でよいではないかというお話をいただいているところもございます。そういったところもPRしつつ対応していきたいと考えております。

○小松委員 料金のことばかりですけれども、駅からは近いですが、やはりシリウスとは比べものにはならないのではないかという感じがいたします。

そのため、価格のところは適正なのか、あと集客数などを考えたとき、どれくらいの集客になってくるのかということが将来的にはあるのか思います。その辺のところは将来的なことを精査しながらと思います。

また、5ページ目に個人用ロッカーとありますが、上限が500円ということで、ロッカーの利用は1回500円なんでしょうか。

○前嶋 図書館・学び交流課長 学習センターであれば着替える必要は余りなかったと思いますが、体育館機能もできますので、着替えの部分という形で500円とさせていただきます。これはあくまでも上限額というところでありまして、それについては先ほどの駐輪場等々と同様でございますが、あくまでも指定管理者の中での利用料金の上限額としてございます。貸出設備・備品等として、プロジェクター等と同様な中での一つの上限額と定めさせていただ

たところでございますので、詳細については運用まで間に十分精査をしてまいりたいと思います。

○小 松 委員 アリーナの子どもの利用料が2時間100円なので、そこら辺のところもふまえながら、考えていただけたらなと思います。以上でございます。

○前 嶋 図書・学び交流課長 会議室は2時間単位でございますが、5ページ目の施設利用料金の表の欄外に書いてありますアリーナの個人利用につきましては3時間の区分とし、スポーツセンター同様とさせていただきます。説明が不足しておりましたので補足いたします。

○柿 本 教育長 ほかはいかがでしょうか。
ほかにならないようございましたら、質疑を終結させていただきます。
これより議案第24号について採決いたします。
本件の原案について、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声)

○柿 本 教育長 異議なしということで、議案第24号は可決いたしました。
続きまして、日程第2(議案第25号)大和市立図書館条例の一部を改正する条例について(諮問)を議題といたします。

細部説明を求めます。前嶋図書・学び交流課長。

○前 嶋 図書・学び交流課長 大和市立図書館条例の一部を改正する条例の制定にかかわる大和市社会教育委員会議への諮問について、ご審議願いただくものでございます。よろしく願いいたします。

先ほどと同様、社会教育委員会議議長あての諮問案がでございます。

改正理由でございますが、大和市立中央林間図書館及び大和市立渋谷図書館を設置したい必要により、所要の改正を行うものです。

こちらにつきましても先ほどの生涯学習センター条例と同様に2ページ以降の補足資料に基づきまして説明させていただきたいと思います。

2ページ目の補足資料をご覧ください。先ほどの説明と重複するところがございます。条例改正の背景いたしまして、本市では、中央林間地区街づくりビジョン及び公共施設整備基本計画(以下「整備計画」という。)、こちらは平成28年4月策定でございますが、これは街づくり計画部において策定をしたものでございます。駅周辺における民間施設、こちらは皆様ご存じのとおり駅の東側にございます東急中央林間ビルでございます。それを活用した図書館の整備や施設の管理運営の基本的な考え方をこのような整備計画やビジョンの中で明らかにしてきました。資料に、中央林間街づくりビジョンと公共施設整備計画の概要を一部抜粋しております。説明は省略させていただきますけれども、駅を中心としたまちづくりビジョンで整備していくということで、先ほどの(仮称)中央林間

学習センター、今回こちらの議案で審議をしていただく図書館等の設置についてもうたっているところでございます。公共施設整備基本計画、東急中央林間ビル3階内におきましては、公共施設を設備していくという中で、こちらとしては、②として民間活力を積極的に活用するという形で、その中で指定管理が望ましいということをやっているところでございます。

また、文化創造拠点シリウスの中にある大和市立図書館についても学習センターと同様に移転開館いたしまして、指定管理者による運営となって以降、シリウス全体で開館135日で来館者数100万人を超えるというようなところがございます、大変多くの方にご利用いただいております、その後も1日平均当たりでは毎日伸びているような形で増えているところで、200万人の声も聞こえているようなところがございます。良好に運営されているということで、先ほどと同様にご報告をさせていただきます。

3ページ目、右側に地図がございますが、図書館施策の更なる推進に向けまして、シリウスのような大きなところできて、非常に利用者も多岐中、今後さらに図書館施策をさらに推進する拠点として、総合計画におきましては、中央林間を中心とする北のまち、大和を中心とする中央のまち、高座渋谷を中心とする南のまちと大きく3つでエリア分けをしております。その北のまちに、(仮称)中央林間図書館を設置いたします。中央のまちにはシリウスの市立図書館がございます。南のまちにつきましては、現在渋谷学習センターにある図書室が、ほかの地区館の図書室より大きい仕様となっておりますので、渋谷図書館と位置づけまして、充実を図っていきたいと考えており、条例改正をするものでございます。

続きまして、2点目の基本的な考え方でございます。

(仮称)中央林間図書館及び(仮称)渋谷図書館につきましては、市立図書館の分館機能を擁するものであることから、本館となる市立図書館との一体的な管理運営が必要と考えております。

(仮称)中央林間図書館は、整備計画においても指定管理者制度を活用する考えが示されており、開館当初から指定管理者による運営としていただければと考えております。

また、(仮称)渋谷図書館については、同一ビルの同一フロアで管理運営している渋谷学習センターにおいて、先ほどご審議をいただきましたが、平成31年度から学習センターについて、指定管理者制度を導入していくという方向であることから、(仮称)渋谷図書館についても指定管理者による運営を開始したいと考えているところでございます。

管理運営体制の表でございますが、（仮称）中央林間図書館につきましては後ほどご説明をさせていただきますが、開館は平成30年4月1日を予定しているところでございます。（仮称）渋谷図書館につきましては、現在は一部委託として、渋谷学習センターとの一体的な学習センター内の図書室という形で運営しております。平成30年の段階に合わせて直営ではありますが、（仮称）渋谷図書館という形にさせていただきますと、学習センターの指定管理が始まります平成31年から図書館部分についても指定管理という形にさせていただきます、生涯学習センターと同様、指定管理の期間が終了する平成32年度までは市立図書館と同一の指定管理者による運用という形で考えているところでございます。

3点目、条例の主な改正内容でございます。

まず、新しい図書館の名称及び位置でございます。名称といたしましては、①（仮称）大和市立中央林間図書館。位置といたしましては、大和市中央林間四丁目12番1号、東急中央林間ビル3階でございます。

②（仮称）大和市立渋谷図書館。こちらは大和市福田2021番地2、現在IKOZA3階、現渋谷学習センター図書室になっている部分でございます。

次に、指定管理者による管理と考えているところでございます。中央林間及び渋谷の両図書館の指定管理にかかわる事項については、こちらも先ほどの学習センターと同様でございますが、市内図書館の一体的な管理運営のため、大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例（以下「手続き条例」という。）を一部改正いたしまして、現在実施しております大和市立図書館の指定管理期間が終了する平成32年度までは、同じ指定管理者を選定していくこととしたいと考えております。

4点目、休館日及び開館時間でございます。（仮称）中央林間図書館の休館日は、市立図書館の現在の休館日に合わせ、1月1日及び12月31日としたいと考えております。

また、開館時間については、東急中央林間ビルは商業ビルでございますので、その営業時間に合わせ、10時から午後9時までとさせていただきますと思います。

（仮称）渋谷図書館につきましては、既存の学習センターの図書室を切り離すというような形で図書館として格上げをしていくところでございます。休館日につきましては、生涯学習センター条例でもご説明をいたしましたが、貸しビルの月1回の定休日に合わせて休館日を設定していることから、従前の渋谷学習センター図書室と同様の扱いとさせていただきます。基本的には毎週最終月曜日ですが、休日にあたる時は、その前の月

曜日ということでございます。年末年始の休館日につきましては、1月1日から3日、12月29日から31日までとさせていただきます。

なお、(仮称)渋谷図書館の開館時間については、従前の渋谷学習センター図書室と同様、午前9時から午後9時30分までとさせていただきたいと思っております。こちらにつきましては、東急中央林間ビルは商業ビルでございますので、年末年始もオープンする可能性がございます。また、営業時間等も少し変わることもございますので、弾力的な運用ができるようにして、指定管理者の裁量等により時間を伸ばしたりできるような対応をとっているところでございます。

続きまして、5点目、条例施行日等につきまして、こちらにつきましても生涯学習センター条例と同様に、平成29年10月1日にまずは指定管理者制度という形で運用するための条例改正を行った後、平成30年4月1日に(仮称)中央林間図書館と(仮称)渋谷図書館ということで、再度施行する形でございます。平成31年4月1日の段階では(仮称)渋谷図書館が指定管理者になりますので、3段階の施行日を設けさせていただく予定でございます。大きな考え方といたしましては、生涯学習センター条例と同様でございますが、このような形で条例改正をさせていただく予定でございます。

6ページには、図書館条例の一部を改正する条例案、続きまして、11ページからは新旧対照表がついております。そして、23ページ以降には現行の大和市立図書館条例を添付しております。こちらについては省略させていただきます。

説明については以上でございます。よろしくお願いたします。

- 柿本 細部説明が終わりました。
教育長 質疑、ご意見等がございましたらお願いたします。
- 石川 今回の改正に伴って、北、中央、南という形で、図書館を充実していこうという方向性だと思います。残っている学習センター、例えば桜丘学習センターやつきみ野学習センターにそれぞれ図書室がありますが、その辺との連携はどのようでしょうか。また、図書館としての機能ではなくて、あくまで学習センターの図書室となるのでしょうか。
- 前嶋 つきみ野、桜丘につきましては規模的に小さいというところがございます。渋谷につきましては、現建物に移ったときに、図書館でというお話もありましたが、いろいろな事情がございまして、できなかったという話を聞いているところでございます。

この段階で、渋谷の図書室につきましては規模が大きいということもございますので、図書館ということでは十分満たせるだろうという判断でござ

ございます。ご質問の図書室については規模が小さいというところではございますが、現在も地区館の図書室はシリウスとネットワーク化されておりまして、例えばシリウスにある本を取り寄せて、つきみ野や桜丘で受け取ることや、返却することについてもシームレスにできている状態でございます。基本的に学習センターの図書室というところではございますが、何ら問題なく利用できるということで、大きさについては現状のままでございますが、機能等については全く同様のものができるものと考えているところでございます。

○石川委員 お話はわかりました。では、それを図書館として、今後例えばつきみ野図書館など、そういう名称についてはいかがでしょうか。

○前嶋図書・学び交流課長 その議論も内部ではございました。まずは、3館体制という形で運用させていただいて、その後の検証の中で、必要に応じてつきみ野や桜丘なども例えば手を加えながら図書館にしていくという選択肢も想定しておりますが、まず現在のところは今のままの図書室とさせていただいて、サービス内容はシームレスな形での運営をさせていただき、次の運用上の検討課題という形で、3館運用を検証した後の体制を考えていきたいと思っております。

○柿本教育長 ほかはいかがでしょうか。

ほかにないようではございましたら、質疑を終結いたします。

これより議案第25号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○柿本教育長 異議なしということで、議案第25号は可決いたしました。

続きまして、日程第3(議案第26号)、日程第4(議案第27号)につきましても、関連がございますので一括して審議し、採決いたします。

それでは、日程第3(議案第26号)「平成30年度使用小学校教科用図書の採択について」、日程第4(議案第27号)「学校教育法附則第9条による平成30年度小学校特別支援学級使用教科用図書の採択について」を議題といたします。

細部説明を求めます。藤井指導室長。

○藤井指導室長 初めに、議案第26号平成30年度使用小学校教科用図書の採択にあたりまして、その制度についてご説明をさせていただきます。

教科書は学校教育法第34条により文部科学大臣の検定を経た教科用図書または文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないとされております。

採択権につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3

章教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限、第21条6号に教科書その他の教材の取り扱いに関することがあり、教科書採択権が学校設置者の教育委員会にあるとされております。

そのほか、採択に関することといたしましては、義務教育小学校の教科用図書無償措置に関する法律第14条により、義務教育小学校において、使用する教科用図書については政令で定めるところにより政令で定める期間、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択するもの、とあります。

期間につきましては、義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律、施行令第15条の第1項で4年間と定めております。

また、毎年度とあるように大和市教育委員会でも毎年定例会にて採択していただいております。さらに、種目ごととございますが、これは教科ごとという意味でとらえていただいても構いません。法に基づいてご説明いたしましたが、小学校教科用図書につきましては、平成26年度7月の教育委員会の定例会において採択していただき、平成27年度から4年間使用することになっております。つまり平成30年度は4年目に当たります。

そこで平成30年度使用小学校教科用図書の採択につきましては、現在使用している教科書と同一の教科書の採択をお願いするものであります。

資料といたしましては、平成30年度使用大和市小学校教科用図書一覧表を添付しています。なお、特別な教科、道徳につきましては、平成30年度から新たに教科化されることに伴い、5月定例会でお示ししたとおり、7月定例会にて採択していただくことになっております。

続きまして、議案第27号についてご説明させていただきます。

特別支援学級に在籍している児童が使用する教科用図書につきましても一般図書を含めて次年度に使用する可能性がある図書について採択する必要があります。

平成30年度特別支援学級弱視級に在籍予定の3年生及び4年生の児童の中に拡大版の教科用図書を使用することが望ましいと判断した児童がおります。特別支援学級在籍児童が拡大教科書を使用する場合、学校教育法附則第9条により採択が必要になります。

そこで平成30年度大和市小学校特別支援学級使用教科用図書として平成30年度使用小学校教科用図書と同じ内容の拡大教科書の採択をお願いするものでございます。

資料といたしましては、平成30年度大和市小学校特別支援学級使用教科用図書一覧表を添付しています。なお、教科用図書の使用期間につきましては、先ほどと同様平成27年度から4年間となっております。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

たします。

- 柿本 細部説明が終わりました。
教育長 質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。
- 石川 これは、基本的に法で決まっていることですし、変更する余地はないと
委員 いうことでよろしいと思います。
- 柿本 よろしいでしょうか。
教育長 ほかにないようでしたら、質疑を終結させていただきます。
これより議案第26号及び議案第27号について採決いたします。
本件の原案について、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声)。
- 柿本 異議なしということで、議案第26号及び議案第27号は可決いたしま
教育長 した。
続きまして、日程第5(議案第28号)「平成30年度使用中学校教科
用図書の採択について」を議題といたします。
細部説明を求めます。藤井指導室長。
- 藤井 先ほどの小学校教科用図書と同様に、中学校の教科用図書につきまして
指導室長 も毎年採択の必要がございます。ここでは制度の説明は省略をさせていただきます。
小学校との違いは、中学校の場合採択年度が平成27年度でしたので、
平成28年度から4年間使用することとなっております。つまり平成30
年度はその3年目に当たります。そこで、平成30年度使用中学校教科用
図書の採択につきましては、現在使用している教科書と同一の教科書の採
択をお願いするものでございます。
資料といたしまして、平成30年度使用大和市中学校教科用図書一覧表
を添付しています。なお、中学校における拡大教科書の使用、対象生徒は
現在のところありません。
以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願
いいたします。
- 柿本 細部説明が終わりました。
教育長 質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。
- 鈴木 先ほど小学校教科書と同様でございますので、よろしいかと思
委員 います。
- 柿本 よろしいでしょうか。
教育長 ほかにないようでしたら、質疑を終結させていただきます。
これより議案第28号について採決いたします。
本件の原案について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○柿 本 異議なしということで、議案第28号は可決いたしました。
教育長 続きますので、日程第6(議案第29号)、日程第7(議案第30号)につきましては、関連がございますので一括して審議し、採決いたします。
それでは、日程第6(議案第29号)大和市個人情報保護条例に規定する意見聴取について(諮問)、日程第7(議案第30号)大和市個人情報保護条例に規定する意見聴取について(諮問)を議題といたします。

細部説明を求めます。齋藤保健給食課長。

○齋 藤 それでは、学校健診情報のデータベース化事業の実施にあたりまして、
保健給食 まず議案第29号におきましては、個人情報の目的外提供と本人通知の省略
課 長 次議案第30号におきましては、本人以外からの個人情報の収集と本人通知の省略をする必要がございますので、個人情報保護条例の規定に基づきまして、7月13日に開催予定でございます。個人情報保護審査会へ諮問する件につきまして、この2つの議案を一括でご説明させていただきます。

議案第29号、30号にはそれぞれ2ページ目に諮問事案書がついております。議案第29号の5ページ目、補足説明資料と記載した「学校健診情報のデータベース化とその利活用について」を主としてご説明させていただきますと存じます。

1事業の目的でございます。学術機関が設立いたしました法人に学校の情報を提供しまして、これをデータベース化することにより、児童生徒の健康状態を把握分析することで、当該児童生徒や保護者への健康指導など、生活習慣病等の予防を初めとした健康増進を図り、また学校ごとの健康に関する教育、保険分野、もしくは教育委員会の事業としましての保健事業、学校給食の事業等に活かすことを目的とするものでございます。

学校健診情報の集計されたデータにつきましては、早期の生活習慣病の予防等を目的として各学術機関等が行う予防医学、国の健康政策に資するものであると考えられますので、そういったものに協力をしていくということも目的の1つでございます。

次に、2事業の対象となる個人情報ですが、本市立小中学校に在籍する児童生徒、平成29年度におきまして、パイロット校中学校1校で行う予定でございますけれども、児童生徒、健康診断票に記載されている学校健診情報を使用するものでございます。

3取り扱う個人情報と審査会に諮問する理由でございます。まず、健診情報提供時でございます。個人情報保護条例は個人情報を収集したと

きの取り扱い目的の範囲を超えて利用または外部に提供してはならないと定めておりますが、個人情報保護審査会の意見を聞いた上で、必要と認めて利用提供するということが可能ということとなっております。また、その場合に本人への通知を省略することについても同様でございます。こちらに該当しますが、この事業におけるデータベース化に際しての児童生徒健康診断票に記載された個人情報の提供でございます。身長、体重といった情報でございます。具体的な健康診断票につきましては、3、4ページ目でございます。こちらについて、個人情報保護条例13条の規定によります目的外の提供に該当するため、これを事業実施のために、本人同意なく提供することと、本人あての通知を省略させていただきたいというものでございます。

次にレポート納品以降でございます。同条例上、収集に関しましても取り扱い目的の範囲を超えては収集ができないと定めておりますが、こちら審査会の意見を聞いた上で、例外として扱うということができるということになっております。その際の本人あて通知の省略についても同様でございます。

本件の場合におきましては、提供先から最終的に健康診断シートという形で、児童生徒個人向けにレポートというのが提出されてきます。こちらの様式につきましては、議案第30号の3ページ目でございますが、提供先が児童生徒健康診断票をデータベース化、編集、分析したBMIの数値や注意事項と編集した個人情報をこちらの健康診断シートに記載して、学校や教育委員会へ送ってまいります。

この情報につきましては、児童生徒健康診断票に記載がない個人情報ということになりますので、この情報につきましては児童生徒本人から収集するものでございません。

条例第8条の規定によります本人以外からの収集に該当し、本人あての通知を事務上省略させていただきたいというものでございます。

この2つにつきまして、審査会の意見を聞く必要があるため諮問をお願いし、答申を経た上で実施する必要があるということでございます。

次に、4個人情報の提供先でございます。1つは、京都大学ほか医学、疫学等の学術機関の教員等によって構成される一般社団法人健康・医療・教育情報評価推進機構、HCEIでございます。こちらでは、提供いたしました学校健診情報のデータベース化をしまして、その医学的検知から解析をし、個人向けに健康診断シートや自治体向けの集計レポートとして本市に還元をするものでございます。

もう1つは、こちら京都大学の教授により設立されました株式会社

学校健診情報センター、SHRでございます。先ほどのHCEIの委託を受けまして、実際に学校に行きまして、健診情報の読み取りやデータの取りまとめ、データベースの構築等を学校とHCEIとの直接的なデータ収集にかかる業務を行うものでございます。

6ページ目は、データベース化と個人向けレポートの納品までの流れでございます。個人情報がどのように扱われるか具体的にご説明させていただきます。

まず、①といたしまして、児童生徒健康診断票のスキャニングをいたします。こちらは、議案第29号の目的外の外部提供と本人通知の省略の部分でございます。先ほどの株式会社のSHRの職員が学校に赴きまして、専用のスキャナーとPCにて児童生徒健康診断票をスキャンしまして、PCにデータ保存を行います。データ保存の際に、氏名・性別・生年月日とそのほかの健診情報は切り離され、PC上に別々のファイルとして保存されます。氏名・性別・生年月日につきましては、後で切り離した健診情報と突合し復元できるようPC上で暗号化されたデータに変換し、これを復元するための暗号対照表と一緒にCDに格納して、学校にて保管します。SHRのPC上に残された暗号化前のデータ及び暗号化したデータにつきましては、その場でPC上から削除します。氏名・性別・生年月日以外の身長、体重等の健診情報につきましては、健診情報といたしましてPCに保存されたまま、その後のデータベース化のためにSHRが持ち帰ります。

続きまして、②としまして、持ち帰りました情報をSHRがデータベース化し、③としまして、その解析作業をHCEI、SHRが行います。④は議案第30号の内容として、本人以外からの収集、本人通知の省略の部分に該当してまいりますけれども、個人向けレポートを学校にデータの形で納品し、学校側で暗号化されたデータを復元して、納品されましたレポートを各児童生徒のデータとひもづけをして印刷し、健康レポートを作成します。これを、最終確認等を行った上で、児童生徒に配布をします。

以上のように、氏名・性別・生年月日以外の情報は、データベース化のためにSHRが持ち帰りますが、氏名・性別・生年月日等につきましては、暗号化はされますが、SHRのPC上にいったんは記録されるため、その情報が確実に削除されているかどうか、複数の職員によって確認いたします。また、暗号化されたその情報を格納したCDは金庫にて保管をします。

そして、レポートが納品された以降ですが、レポート印刷後に児童生

徒の氏名等と健診結果の間違い等がないかどうかの確認をいたします。

また、学校におけるデータの厳重保管というのは当然のことですけれども、最初にご説明いたしましたように、こちらの事業は国の政策や学術研究に提供したデータが活用されることを想定しています。児童生徒の健診データにつきまして、この両団体以外の他の研究機関等による二次利用というのが可能性としてあるということでございます。その場合におきましては、個人のデータは取り扱わず、集計されたデータを扱ってもらうということ、例えばデータを学会等で公表したい、ほかの研究機関に提供したいという場合におきましては、その目的はあくまでも学術研究に限定して、本自治体名、大和市は伏せてもらうことにしたいと考えております。

この資料作成後の調整となりましたが、そのようなHCE I、SHR以外への提供につきましては、本市におきましては、本市による事前許可制としたいという調整をしております。既に、両団体からの承諾を得ております。

最後に、議案第29号の2ページ目、諮問事案書、一番下の欄をご覧ください。条例第13条第3項の規定による本人通知でございますけれども、提供に際しまして、個々の児童生徒へ本人あての通知をしないかわりに、事業実施前に、毎年度学校を通じまして保護者あてに事業実施のご案内をお送りして、周知を図りたいと考えております。また、この事業につきましては、理解を図っていきたいと考えておりますけれども、どうしても提供したくない、拒否をしたいという方の場合には、この実施の対象には含めないという運用をしていきたいと考えております。こちらにつきましては議案第30号の本人以外からの収集についても同様に扱っていきたいと考えております。

以上の内容で個人情報保護審査会へ諮問させていただきたいものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○柿本
教育長

細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等はございましたらお願いいたします。

○石川
委員

諮問をしていこうという議案である以上、それを基本的なところで容認していこうという意思があるということですよ。したがって、教育委員会としてはこれを進めていこうという意思でもって諮問をするということになるということだと思います。そうすると、これを諮問するにあたって、個人情報を提供する場合のリスクとして、もしこの情報が外へ出たり、それから何かに利用されたりしたときのリスク、その辺をどこまで考

えられているのかをお聞きしたいと思います。

○齋藤 保健給食課長 幾つかのリスクを想定しております。まずは学校内で保管する場合のリスクでございます。必ずCD等の媒体を1つに限らせてもらって、その上で、金庫保管ということで、HCEI、SHRとのやりとり時以外には出さないといった徹底をしていきたいということでございます。

もう1つにつきましては、情報を提供した先であるHCEI、SHRが外部に出すという場合がございます。先ほどもご説明いたしましたように、学術研究目的に限定等をしていくということでございますけれども、それにつきましては、契約書や覚書という形ではっきりと双方の代表者名によって、取扱いについて、明確に文章で締結していきたいと考えております。

○柿本 教育長 要するに、健康診断票の中の名前、生年月日を外した形で情報を提供して、情報提供した先で個人の健康に関するデータをつくってもらい、学校へ戻ってきて、今度は個人と結合させ、健康に関するデータ、資料に使えるデータとして、子どもたちに配って指導していくという流れですよね。

こちらのデータを操作したほうは、市までつくかどうかはわかりませんが、大和市のある学校のものということで個人の名前の無いものが、データベース化されていくということですよ。

今、話があった学校の中でのリスクというのは、どこの部分を指していますか。要するに個人の情報が名前のついていない形で戻ってきて、つなげますが、その名前のついてないデータのことを言っているのか、個人につなげた後の議案第30号にあるような健康診断シートとしてのものを言っていますか。

○齋藤 保健給食課長 まず、一番個人情報として特定されやすいのは健康診断シートとして配られる段階のものでございます。こちらには氏名も入っておりますので、氏名とデータというものでございます。こちらは厳重に保管するということが必要になってくるかと思えます。

○柿本 教育長 それは児童生徒健康診断票そのものと同じレベルでの個人情報という扱いということでの解釈でしょうか。

○齋藤 保健給食課長 おっしゃるとおりでございます。

○柿本 教育長 そうすると、多分さきほどの質問としては、名前のないデータについての活用についてのリスクというところだと思います。そこを再度説明願います。

○齋藤 基本的には一人ひとりの情報になっておりますけれど、その情報がどなたの情報かということはデータとしては一切わかりません。その上で、例えば学会等で国等が政策で利用していくという場合においては、個人の情報は使わずに、本市という単位で集計された情報として使うということで調整しております。その上で、集計結果が、本市の結果であるというような大和市という名前は出さないという調整をしております。

○柿本 補足させていただくと、データベースですから、いろいろな利用があるわけですね。それが企業などから申込みがあった場合には、基本的には大和市の姿勢として、研究目的のみにしか使用は許さないという中での約束のもとでのデータの扱いになるということでしょうか。

○齋藤 はい。おっしゃるとおりでございます。

保健給食
課長

○石川 例えば、実際にスキャンしていくわけですから、学校には置いておきません、名前はこっちです、データはこっちです、と言いながら、実はということで情報が流出するとか、悪用されるとか、そのようなことも考えられると思います。ただ実際に悪用されるようなデータになるかどうかというところや、例えば悪用されても、実際にはさほど大きな問題にはならないというような、想定というのはありますか。

○齋藤 あくまでも、HCEIやSHRが持ち帰る情報というのは、個人の氏名、性別、生年月日を含まない情報です。作業上、どうしても一旦は氏名・性別・生年月日をPCにダウンロードすることになりますが、その情報がPCから確実に消去されているかどうかというのは目視で確実に確認していきたいと考えておりますので、彼らが持ち帰る情報というのは、あくまでもA、B、Cといったような記号となっており、個人は特定できない情報ということになります。

○石川 基本的には個人の意思として「私は出していいですよ」というようなことを聞くわけではないですね。説明はプリント等でするのでしょうけれども、それぞれの個人の意思にかかわらず、全体として出ていくという可能性が高いわけですから、その辺のリスクを考えた上で、学術的に利用されることは悪いことではないというふうに思います。

今回の場合には特に問題がなくても、今後いろいろなことに対して学術的という名のもとに情報が外へ出ていくことについて、慎重に考えるべきだろうと思っています。だから、諮問をするのでしようけれど、諮問をするということは、先ほど申し上げたように、教育委員会としてはやってい

きたいという意思のあらわれであるということで、その辺のところをやはり十二分に考えていかないといけないと思います。

○小松 委員 まず、個人情報の取り扱いに関して、この個人情報は個人にとって、すごい情報です。名前、生年月日、電話番号だけではなくて身体的なものも含まれた個人情報なので、やはり取り扱いに関してはとても慎重にしなければいけないと感じています。

事業目的の最初に、児童生徒の健康状態を把握し、分析することで、当該の児童生徒や保護者への健康指導などとあります。私にも子どもがいますので、学校での健康診断を受けております。健康診断を受けた結果、どのような指導が必要か、例えば「虫歯があります」とか、「ここがこうなので病院に行ってください。」という情報は今でも常に流れてきています。その先のところでもっとわかるというメリットがあるのだろうとは理解できますが、実際には子どもたちのデータを、ある機関に利用してください、という感じに見えてしまって仕方ないです。いいことなのかもしれませんが、二の足を踏んでしまうというか、これを進めることがいいのかというか、一步踏み出せないような感じの思いはしてしまいます。

○齋藤 保健給食課長 事業目的のところでございますが、パイロット校における検証を経てということになります。今のところ想定しておりますのは、まず中学校3年生までの情報ということになりますと、先ほどの個人レポートにもありましたように、成長曲線を描いていくことになります。しかもBMIという情報が出てきますので、こちらはまた今後調整していく必要がありますけれども、例えば12月の生徒保護者学校面談時において、個別の疾病に限らず生活習慣病の予防という視点での保健指導を実施するというところでございます。

現在のところ、中学校3年生の時点ということになります。いろいろな可能性があると思いますけれども、場合によっては小学校6年生といった時点においても、保健指導に個別に使うことは可能なのではないかと考えたことを考えております。

もう1つは、それも個人へのアドバイスということになってきますけれども、集計をしますので、その集計にて市の傾向、もしくは学校ごとの傾向がわかってきますので、そういったものを学校の授業や繰り返しですけれども教育委員会の保健事業で、何かしらのデータとして活かして、事業化のツールにしていきたいと考えております。

○柿本 教育長 補足させていただきます。

今回、厚生労働省だと思っておりますが、国の政策の中で、さまざまなデータ

ベース化を図っている中の1つでございます。

そうした中で、今回の個人情報で心配なのは、やはりPCに読み込む段階です。読み込んでしまって切り離されてしまえば、そのデータというのは単なる数値の羅列になるわけで、個人と結びつくことはないですが、個人の名前とデータを切り離すところと、それを完全に消去するところ、パイロットで最初スタートしますので、行政の職員が最初はやると思うんですが、そこが確実に行われるかどうかというところが多分一番大きなみそだろうと思っています。

3つ目は、データベースの使い方については先ほど申し上げたようなところで、ある程度の制限を市としてはきちんとかけていきたいと思えます。

4つ目は、効果ですけれども、医師の目で見えてくれるということです。今までは多分学校の中でやられていた指導が、身体計測等の結果を1つの数字としてお渡しすることはありました。今回、小学校1年生から中学校3年生までというスパンの成長を、医師の目で見ながら何かあった場合に勧告をきちんとしてくれることになっています。これは成人病等の早期発見ということが、学校現場でも、議会の中でも出ていますけれど、どうやってそれを発見していくのかということで、中学校を卒業するあたりの段階、義務教育終了段階のところである程度見るべきだろうというような考え方もありまして、今回は医師の目で中3までを一定の1つの流れで見てもらい、何かあった場合は勧告していただくということです。それがどの程度の質のものかは、実はまだわかりません。そういった意味で、いろいろリスクもあり、可能性もあり、かといって疑問符もつきながら、パイロットとしてスタートしてみて、その結果によってという考えでございます。ただ、パイロットを進めるにあたりまして、個人情報の扱いということでは、きちんと諮問という形で審査会に出していきたいということが、経過でございます。

○鈴木委員　私は少し違った考えがございまして、学術研究ということではこれを進めていくのはやぶさかではないですけれども、個人情報に関しましては諮問ということで厳格にやっていただきたいのは当然でございます。

データがいろいろ発表されて、そのデータを大和市教育委員会がどういうふうフィードバックされて、それが政策に反映されるのか、その辺をしっかりと見極めないと、ただ情報提供だけで終わってしまうのはいかなものかと思えますので、その辺も教育長が言われたとおり、大和市の方法、こういうところに弱点があるからこうしようとか、そういうことをぜひ考えていただきたいと思えます。

○柿 本 いろいろとご意見あると思いますが、ほかにはよろしいですか。
教育長 ほかにはないようでしたら、質疑を終結させていただきます。
これより議案第29号及び議案第30号について採決いたします。
本件の原案について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○柿 本 異議なしということで、議案第29号及び議案第30号は可決いたしました。
教育長

いろいろなご意見を委員の皆様からいただきました。個人情報に関する重さ、それをその後どう使いながらどう指導に活かしていくのかということにつきましては、個人情報保護審査会の結果如何でございますけれども、パイロット校でやることになりましたら、その結果についてはまたきちんとご報告を差し上げたいと思っています。

ここで、議事運営上の都合によりあらかじめ会議時間を延長し、午後1時までとさせていただきます。

続きまして、日程第8(議案第31号)「大和市指定重要有形民俗文化財の指定について(諮問)」を議題といたします。

細部説明を求めます。樋田文化振興課長。

○樋 田 大和市指定重要有形民俗文化財に指定すること適否について、大和市文化振興
文化振興 化財保護条例第4条の規定に基づき意見を求めるものでございます。
課 長

大和市指定重要有形民俗文化財候補物件の概要について説明させていただきます。

名称は、廻り地蔵及び講中道具でございます。区分は、大和市指定重要有形民俗文化財、内訳は、木造地蔵菩薩半珈像(廻り地蔵)、厨子内木札1及び2、伏鉦、大数珠、厨子、その他道具一式となります。

なお、※印のものは個人による所有・管理、そのほかについては大和市による所有・管理になります。

概要について読み上げさせていただきます。

廻り地蔵は、大和市福田の新道下及び外記明で寛政3年から平成25年まで行われていた民間信仰行事。本尊は木造地蔵菩薩半珈像、地蔵は厨子に収納され講中各家を廻り、毎年10月4日の地蔵講の縁日には百万遍の数珠繰りが行われた。廻り地蔵は庶民信仰が盛んになる江戸時代以降の習俗であり、相模では横浜市港北区下田町の真福寺の廻り地蔵が有名。真福寺の廻り地蔵は宝暦7年から巡行が始まっている。広域な巡行圏を持ち、大正時代の記録には、神奈川県では川崎、横浜、大和、座間、海老名、厚木、相模原、鎌倉、茅ヶ崎、東京都では世田谷、大田、品川などの大山街

道沿辺と丹沢の北の津久井郡一帯の名が見える。

福田の廻り地蔵には、「伊豆の国の下田から地蔵を背負って歩いてきた人がいたが、体をこわして運べなくなったため土地の人が地蔵をもらい受けた」との伝承がある。前述の横浜市港北区の下田と伊豆の下田は間違っ
て伝えられることが多いので、福田の廻り地蔵も下田真福寺の廻り地蔵の
影響下に、村落内に留まる巡行仏として始められたものと推察される。

本件廻り地蔵及び講中道具は、江戸時代から隆盛をみせた廻り地蔵とい
う民間信仰行事が、市内でも長年にわたって独自に継承されてきたことを
示すものであり、市域の習俗を後世に伝えるものとして重要である。

こちらが概要になります。

3ページから5ページまで候補物件になります。説明は割愛させていた
だきます。

6ページ、こちらは、福田（新道下・外記明）の廻り地蔵になります。
ヤド（宿）におくられる地蔵、各家で預り、毎年10月には念仏を唱える
という行事が行われます。

以上、諮問させていただく内容でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○柿本
教育長

細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

○石川
委員

2013年まで行われていたということは、形的には途絶えてしまった
ということですね。有形文化財としてするという事は、今度はそれを
また復活していこうということですか。

○樋田
文化振興
課長

今、ご質問がありましたが、廻り地蔵及び講中道具の指定に至る経緯を
簡単にご説明させていただきます。

平成2年（1990年）から、福田の廻り地蔵の様子を後世に伝えるた
めの映像記録を市史文化財として始めました。その間、学術報告というも
のは物件に関しても行事に関しても行われてきたんですが、2013年
に、構成員の高齢化等により行事の中断となっております。その後、平成
28年（2016年）に、物件の寄附が市にございました。理由としまし
ては、継承者がいないということにして、地元から市に寄附という形をと
るということになりました。

そして、今回、物件及び行事の学術的価値の付与という形で諮問させて
いただくことになりました。実際には、復活について今のところは予定は
ございません。

○柿本
教育長

ほかはよろしいでしょうか。

ほかはないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより、議案第31号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

- 柿本教育長 異議なしということで、議案第31号は可決いたしました。
続いて、日程第9(議案第32号)「平成29年度大和市奨学生の選考について」(諮問)を議題といたします。
細部説明を求めます。土佐野学校教育課長。
- 土佐野学校教育課長 1ページ目が、選考審査会会長への諮問文書、2ページ目からが、大和市申請者名簿になります。
平成29年度の大和市奨学生選考審査会が7月11日に予定されています。平成29年度に新たに奨学生の申請をした50名の候補は、高校1年生になった方です。それから、4、5ページは、平成28年度から継続で申請をした現在高校2年生にあたる48名です。6ページに、平成27年度から継続して申請をした現在高校3年生にあたる31名です。この中から家庭の経済状況、学業成績、納税状況などから判断して本年度の奨学生について選出することを選考審査会に諮問するものでございます。また、選考審査会の中で、7月18日までに答申をしていきたいと考えています。
よろしくご審議をお願いします。
- 柿本教育長 細部説明が終わりました。
個人情報に配慮いただきながら、質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。
- 石川委員 大和市の奨学生については、去年までは希望者の人数が少なかったですよ。今年50名ですが、予算上も50名でしたか。
- 土佐野学校教育課長 各学年50名ずつになります。
- 石川委員 今年50名ということなので、その辺の中学校等での手立てなどはあったのでしょうか。
- 土佐野学校教育課長 昨年度は66名の申請者がいらっしやいまして、成績条件ですとか、所得の条件で50名に絞らせていただいたところになります。
昨年度、66名と申請者数が増えたのですけれども、校長会にて、このことについて周知をしたというところがあります。校長も努力をしていただいて、各職員に下ろしながら11月、12月に行われる三者面談の中で、このことを伝えていただいたというところ、人数が多くなったということに反映しているものです。

今年度につきましては、成績条件というところを校長から上手に伝えていただいたみたいで、成績条件を下回る方の申請がなかったというところがあり、多少人数が減っているというところが見えています。

○柿本 教育長 私から1点だけ。一昨年までは非常に少なく、校長を通じて、ぜひ奨学生の制度を使ってくださいということでお伝えし、昨年度は66人となりました。増えれば、今度は絞らなければいけないという辛さがございます。それでもたくさんのお子さんたちにぜひ使っていただきたい。ぎりぎり50名まで使っていただきたいという気持ちを持っていますので、今年はちょうど50名でよろしいのですが、学校間によって差があるということが気になっております。

そういった意味では、市内の全てのお子さんに門戸を開いているわけですので、学校間の人数の格差をこれから是正するようなことをどこかで考えていただけたらと、意見を申し上げたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

ほかにならぬようございませしたら、質疑を終結させていただきます。

これより議案第32号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○柿本 教育長 異議なしということで、議案第32号は可決いたしました。

◎その他

○柿本 教育長 それでは、「その他」の議題に入りたいと思います。
各課での報告事項について、順次報告をしてください。
保健給食課長。

○齋藤 保健給食課長 それでは、第31回大和市学校給食展につきましてご案内とご説明をしたいと存じます。

例年、この給食展につきましては、10月から11月の平日の3日間におきまして、市役所の隣のショッピングモールの1階で開催しておりましたが、食育、健康という観点から開催内容の充実を検討いたしました結果、本年から開催目的を広げまして、会場もシリウスの4フロアにわたり実施することといたしました。

まず、1目的でございます。従来の学校給食についての情報発信に加えて、給食をモデルとして、児童生徒、その保護者、そしてさらに幅広い年齢の方々に食と健康について興味を持っていただいて、健康意識の向上を

目指すものであります。

開催日は、児童生徒、その保護者の方、また幅広い方々にお越しいただくために土日といたしまして、7月22日（土）、23日（日）としております。

会場としまして、シリウス1階のギャラリー、3階の子ども図書館、4階の健康テラス、6階の調理実習室と講習室を使用する予定でございます。

4概要でございます。食のおいしさにつきましては、味覚、視覚、触覚等の五感全てで感じると言われますように、従来の視覚に加えまして、味覚や聴覚も含めました五感全体へ訴えるように給食の情報発信、食を通じた市民の健康意識の向上を図っていきたいと考えております。

また、市民が健康に取り組むきっかけとなるということで、健康福祉部の事業であります「ヤマトン健康ポイント」の対象事業といたしまして、40歳以上で市内にお住まいの方が、各フロアの一定の講座、イベントに参加されますと健康ポイントが3ポイント付与されることとなっております。

各フロアにつきまして、まず1階におきましては、給食のパネル展示に加え、給食時間の再現、調理室の再現というようなものをエリア別に構成しております。給食のレプリカ、実物大の回転釜等を設置いたしまして、実際の調理器具の重さ体験など、皆さんの目を引くような体験コーナーに加えまして、食育エリアということで、今回は日本人にとって伝統的なタンパク源である、脂肪の多い肉と比較しまして生活習慣病になりにくいと言われている魚を取り上げる予定でございます。どのエリアにおきましても、職員等を配置しまして、説明を行い、また、来場の方からの質問を受けられるようにしております。

基本的にはこちらの1階をベースといたしまして、参加される皆さんを上階で開かれる講座や読み聞かせ、食育、給食の食材の試食等へといたざっていきたいと考えております。次に、指定管理者の協力も得まして、栄養教諭や栄養士を中心に、3階におきましては、食に関する絵本の読み聞かせや紙芝居、4階ではミニ講座等皆さんに楽しんでいただきながら、食や健康への意識向上を図っていきたいと考えております。6階におきましては、栄養士による解説を付きで、実際に給食で提供しております無添加のウインナー等を提供していきたいと考えております。また、乾物のサンプルをレシピつきでお持ち帰りいただいて、ご家庭で乾物を使った料理の参考にしていただければと考えております。

最後に、5配布物でございます。今回の給食展におきましては、さまざま

まな方面からご協力をいただいております。恒例のスタンプラリーの獲得で、ヤマトグッズを配布。特に、講座等を修了された方に、大和市内産の野菜を配布したいと考えております。

2枚目のイラストのものがポスターでございます。大和イラストレーションデザインコンペで受賞されているほやのあやこさんに依頼させていただいたものでございます。このポスターにつきましては、公共施設や市内の鉄道各駅にも掲示する予定で調整しております。

いつもお配りしております冊子につきましては、本年もレシピつきで参加された方全員にお配りしたいと考えております。

今回につきましては、目的も会場も相当拡大させていただきました。まずそういう意味では、第1回ということでございますので、その伝え方等を含めまして、アンケートをとりながら皆さんの声を聞きまして、次回に向けての検証をしてみたいと考えております。

また、委員の皆様方におかれましてもお忙しい中恐縮でございますけれども、ぜひお運びをいただければと存じます。

ご説明は以上でございます。

○柿本
教育長

何か質問はございますか。

保健給食課の栄養士が気合いを入れて準備しております。ぜひご覧いただければと思います。市民の方も今回はシリウスになりましたのでたくさんの方にのぞいていただけるのではないかと楽しみにしております。

続きまして、「English Dayの開催について」。藤井指導室長。

○藤井
指導室長

それでは、English Dayの開催について、ご説明いたします。

恐れ入りますが開催文書のほうをご覧ください。

今年度のEnglish Dayは、小学校5、6年生を対象に授業等で学んだ英語を活かして実践的なゲームやコミュニケーション活動を行うとして、夏休みの8月5日に、大和市保健福祉センター1階ホールで開催いたします。

大学生のボランティアにも参加を呼びかけており、さまざまなアクティビティを企画しております。English Dayにつきましては、小学校英語教育の推進に伴い昨年度から開始し、今回が2回目になります。

昨年度はゲーム性を取り入れたコミュニケーション活動を中心とし参加した児童からはいろいろな人と一緒にできて楽しかったとか、初めは自信がなくて不安だったけれど、英語が通じてうれしかった等の感想をもらっております。

また、大学生が各グループに入って活動してくれたことで、小学生にとってはとても心強く、さらに大学生にとっても小学生とのやり取りは貴重

な経験になったと喜んでおりました。

今年度につきましても、参加した小学生が楽しんで、英語で話せた、聞けた、通じたと実感できるように取り組んでまいりたいと思います。

既に申込みは開始しており、現在のところ51名の参加希望者があります。なお、締切りは7月20日としております。

説明は以上でございます。

○柿本 いかがでしょうか。

教育長 2回目ということになります。去年は青山学院のボランティアが本当にいい動きをしてくださいました。

今年は留学生の参加もつくりながら行うということで、よろしければご参加ください。

ほかにごありますか。文化振興課長。

○樋田 申し訳ありません、この場をお借りしまして、1件訂正をさせていただきたい事項がございます。

文化振興 4月の定例会におきまして、大和市教育委員会会議における報告事項に関する申合せの、補助執行事務の報告【3】2(4)お話し会の参加者数について、訂正させていただきたいと思います。

2月、3月に訂正があり、合計の人数が1,250から1,241ということで訂正させていただきます。

大変申し訳ございません。今後気をつけます。

○柿本 事務局から何かございますか。

教育長 委員の皆様から何かございます。

(「なし」の声)

○柿本 特にないようでしたら、7月の会議の日程をお知らせいたします。

教育長 7月定例会は、7月27日木曜日午前10時からを予定しております。

◎閉会

○柿本 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

教育長 これにて、教育委員会6月定例会を閉会いたします。

閉会 午後0時18分